

資料3 説明事項(2)

第4次いわき市障がい者計画（中間案）に係る市民意見募集（パブリックコメント）について

第4次いわき市障がい者計画策定の経過について

第4次いわき市障がい者計画策定にあたり、次の日程で協議を進めてきました。

今後は、市民意見募集（パブリックコメント）実施後、策定委員会で最終調整を経て、市長への提言、計画策定と進めていく予定です。

	計画策定庁内検討委員会	計画策定委員会	その他	
H24	4月			
	5月			
	6月	29日 第1回		
	7月		4日 第1回	
	8月			
	9月			
	10月		16日 第2回	
	11月			
	12月			
	H25	1月		
		2月		
		3月	13日 第2回	25日 第3回
4月				
5月		24日 第3回	29日 第4回	
6月				
7月		18日 第4回	25日 第5回	・アンケート分析結果報告 ・現計画進捗状況報告 ・各施策分野の審議
8月				
9月		26日 第5回	30日 第6回	・各施策分野の審議
				(国の基本計画公表)
10月				
11月		25日 第6回	29日 第7回	・各施策分野の審議
12月				【パブリックコメント】
1月		20日(予) 第7回	23日(予) 第8回	・最終調整
1月		末		【市長へ提言】
2月			【計画策定・定例会行政報告】	
3月				

第4次いわき市障がい者計画（中間案）

【概要版】

いわき市

I 計画の概要

1 計画の見直しと背景

本市では、国際障害者年（昭和 56 年）及び「国連・障害者の十年」（昭和 58 年から平成 4 年）に対応するため、昭和 59 年、『いわき市障害者対策に関する長期計画』（計画期間：昭和 59 年度～平成 5 年度）を策定しました。

その後、平成 5 年度に、障害者基本法に基づく『第 2 次いわき市障害者福祉計画』（計画期間：平成 6 年度～平成 15 年度）を策定しました。

また、平成 15 年 4 月に障害福祉サービスの利用方法が措置制度から契約制度へ移行したことに伴い、この「支援費制度」に対応するため、平成 15 年度に『新・いわき市障がい者計画』（計画期間：平成 16 年度～平成 25 年度）を策定しました。

この度、『新・いわき市障がい者計画』が平成 25 年度をもって最終年度を迎えることから、新たに、『第 4 次いわき市障がい者計画』（計画期間：平成 26 年度～平成 32 年度の 7 年間）を策定することとなりました。

（現計画の見直しに伴い、新たに重点をおいた点）

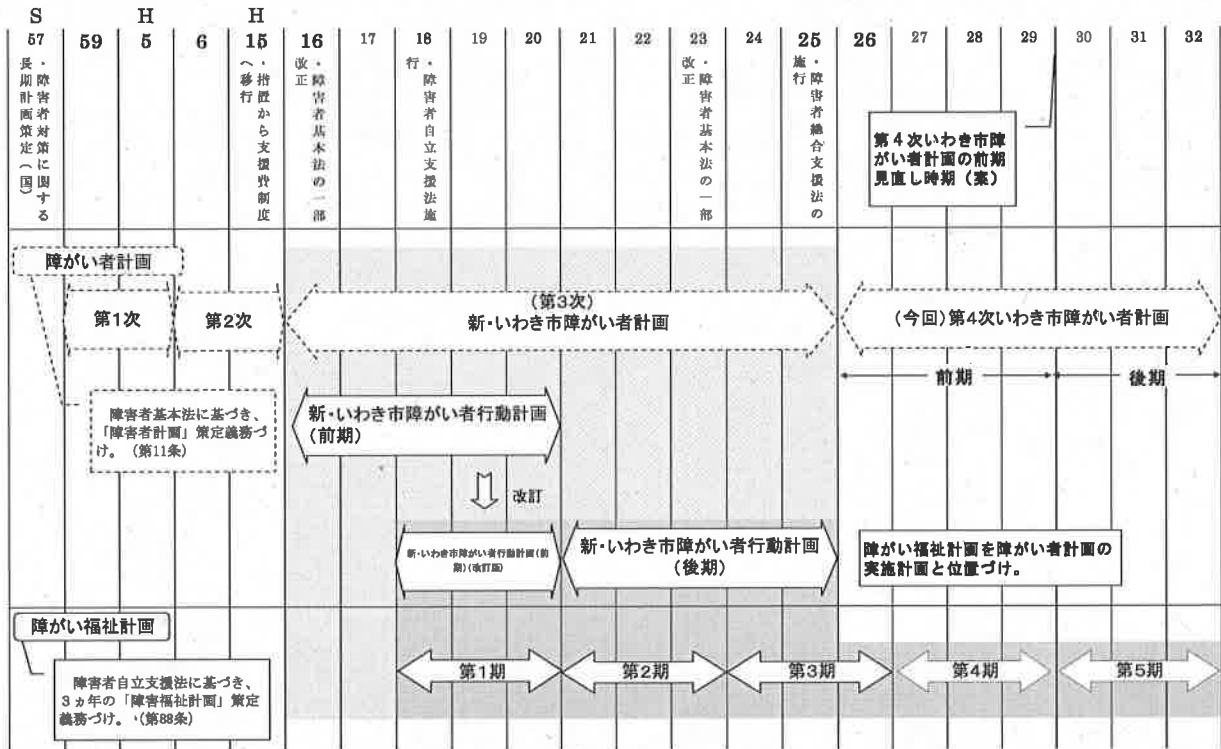
- ・ 現計画の基本理念を継承しつつ、障がい者の自己決定の尊重及び当事者本位の総合的な支援を整備すること。
- ・ 各事業の一層の充実を目指すほか、特に、先の震災を教訓に、障がい者とその家族が、日ごろ地域で安心して生活できる支援体制を構築すること。

2 障がい者計画と障害福祉計画との関係

従来、障害者基本法に基づく障がい者計画策定時に、障がい福祉サービス等の数値目標を設定する行動計画も併せて策定していましたが、本計画とは別に、障害者総合支援法に基づき数値目標を定める「障害福祉計画」があることから、今回から、当該計画を実施計画に位置づけることとしました。

また、現在の「第 3 期障害福祉計画」（計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度）について、平成 26 年度で最終年度を迎えることから、来年度、見直しを行うこととなります。

【「障がい者計画」、「障がい者行動計画」及び「障害福祉計画」の関係】



II 計画の基本的な考え方

1 基本理念

現計画では、「ともに生きる社会」を基本理念として、障がい者施策の推進にあたってきました。この理念は、障害者基本法にも掲げられているものであることから、新計画においても、引き継いでいくものとします。

すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、
ともに生きる社会の実現

2 計画の視点

障がい者施策の実施にあたっては、次の4つを共通の視点として定めることとし、新計画を推進します。

- 視点1 アクセシビリティの向上
- 視点2 障がい者の自己決定の尊重及び当事者本位の総合的な支援
- 視点3 障がいの種別、程度等を考慮した総合的なサービスの提供
- 視点4 計画、施策、関係機関との相互の緊密な連携

3 施策分野と基本的方向性

現計画では、基本理念である「ともに生きる社会」をより具体的に実現していくため、障がい施策を6つの分野に分け、障がい者計画の推進にあたってきました。新計画においても引き続き6つの施策分野を定めることで、障がい者施策の推進にあたっていくこととします。

施策分野	基本的方向性
1 啓発・広報	ア 「共に生きる社会」の理念普及 イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進 ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進 エ 障がい理解のための福祉教育の推進 オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実 カ ボランティア活動の推進 キ 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進
2 生活支援	ア 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備 イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立 ウ 障がい福祉サービス等の充実 エ 地域移行の推進 オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興 カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
3 保健・医療	ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実 イ 障がいの原因となる疾病等の予防 ウ リハビリテーションと医療の充実 エ 精神保健福祉の推進 オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実
4 生活環境	ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進 イ 地域における暮らしの場の確保 ウ 施設等における安全体制の確保 エ 災害発生時における支援体制の確保 オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進
5 教育・育成	ア 一貫した療育支援体制の充実 イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成 ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進 エ 社会的及び職業的自立の促進 オ 生涯学習活動の充実
6 雇用・就業	ア 就業支援及び生活支援施策の推進 イ 多様な就労の場の確保 ウ 一般就労への移行促進の支援体制の充実 エ 福祉的就労の充実

Ⅲ 施策の展開

施策分野ごとの基本的方向性及び分野別重点施策

1 啓発・広報	
基本的方向性	分野別重点施策の概要
ア 「共に生きる社会」の理念普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がい者が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行い、障がい者福祉に対する市民の理解促進を図ります。 ○ 障がい者や高齢者、妊産婦などを対象とした「おもいやり駐車場」など、障がい者用駐車スペースの適正利用について市民への意識啓発に努めます。
イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙等を通じて、知的障がいや発達障がい等の理解の促進、相談窓口等について周知するとともに、特別支援教育に係る児童生徒への対応等についての知識・情報の提供を図ります。 ○ 市役所出前講座などにより、障がいへの理解の促進や制度の周知等を図ります。 ○ 市民精神保健福祉講座等の開催や健康教育を通じ、精神保健福祉の思想普及を図るとともに、自殺予防対策に係る相談支援の充実を図り、関係機関との連携により包括的・効果的に自殺予防対策を展開します。
ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図ります。 ○ 市の広報紙「広報いわき」について、視力に障がいをお持ちの方に、点字化・音声化した広報紙を配布します。 ○ 公的機関でのウェブアクセシビリティの向上や、災害時における情報伝達体制の整備に向けての取り組みについて検討します。
エ 障がいを理解するための福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の小学生を対象に、障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行います。 ○ 市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げるとともに、地域との連携を図り、特別支援学校、障がい者施設、介護施設、地域の高齢者との交流などを進めます。

<p>オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者に関する各種制度及び相談事業、施設等の概要を記載した冊子「くらしのおてつだい」を作成し、各種手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布します。また、市ホームページについても内容の充実を図ります。 ○ 「障害者差別解消法」の考え方にに基づき、市民が利用する窓口等における各種の配慮や取組みを進めるとともに、虐待防止や成年後見制度について、市民や事業者向けのパンフレットを作成・配布するなど、情報提供の充実を図ります。
<p>カ ボランティア活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者等の意思疎通を支援する手話通訳者や点訳者、音訳者、要約筆記者等の養成のため、市民向けの講習会を実施します。
<p>キ 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深めながら、障がい者の地域における社会活動を推進します。 ○ 地域自立支援協議会（権利擁護支援部会）において、障がい者の虐待防止に関する課題の整理や困難事例等の検討を行なうとともに、権利擁護に関する理解を促進するために、当事者、地域住民、各機関等に向けて啓蒙・啓発を行ないます。

施策分野ごとの基本的方向性及び分野別重点施策

2 生活支援	
基本的方向性	分野別重点施策の概要
ア 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育労働などの関係機関との連携強化の下、当事者本位の生活支援を図ります。 ○ 充実した相談支援体系の構築を図るため、地域バランスを考慮した相談支援事業所の設置や、多様化する相談内容に対応するための、基幹相談支援センターの設置について検討します。 ○ 成年後見センターの設置および運営について検討します。
イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービスや児童通所支援を利用する場合において作成が必要となる「サービス等利用計画（児童の場合は障害児支援利用計画）」について、すべての利用者について作成が可能となるよう、指定特定相談支援事業所の設置・指定や、相談支援専門員の養成等の働きかけを行なうなど、障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立を図ります。
ウ 障がい福祉サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、各種サービスへのニーズ等を踏まえながら、本計画の実施計画となる障害福祉計画に基づき、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進します。
エ 地域移行の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、グループホーム等の整備を進めます。
オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げるとともに、心身の健康維持や体力増進に寄与し、積極的な社会参加の推進及び生活の質の向上を図ります。 ○ 障がいのある人が、障がいのない人たちとともに文化施設等を利用し、芸術文化を享受できるよう、既存文化

	施設の改善（バリアフリー化）や、公共施設の使用料減免制度の活用により、障がい者の利用を促進します。
カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における聴覚障がい者のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業の積極的な運用を促進します。 ○ 手話通訳や点訳、朗読及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施にあたっては、行政機関の職員の受講を勧奨するなど、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。 ○ 当事者本位の相談支援・生活支援体制の整備と併せて、障がい特性に応じた、当事者の意思を尊重することができる意思疎通支援のあり方についても検討します。

施策分野ごとの基本的方向性及び分野別重点施策

3 保健・医療	
基本的方向性	分野別重点施策の概要
ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健師の家庭訪問による育児指導、健康相談会の開催による相談・育児指導、乳幼児の発育の節目である4か月、10か月、1歳6か月及び3歳児に対する健康診査等の各事業を実施するとともに、子育てサポートセンター、市総合教育センター、特別支援学校、児童通所支援事業所、福島県発達障がい者支援センター等との連携を強化して障がいの早期発見・早期療育の充実に努めます。 ○ 発達障がい児等について、従来の保健事業に加え、発達障がいまたは疑いのある児童を養育する保護者が具体的な対応方法を身につけ、親子関係の改善、健全な発達を促すことを目的にペアレントトレーニング事業を実施するなど、さらなる支援の充実に努めるとともに、障がい児の支援の経過や支援にあたっての留意点等を記載し、支援者が個々の障がいの特性を理解し円滑な支援を行なうための「サポートブック」の普及・活用を図ります。 ○ 相談体制の充実に努めるとともに、児童発達支援センターの計画的な設置等により、必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。
イ 障がいの原因となる疾病等の予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防に関する正しい理解と知識の普及を推進し、生活機能の維持・向上を図り、状態の重度化を予防します。 ○ いわき市シルバーリハビリ体操指導士養成や各種団体への体操指導士派遣、認知症サポーター養成講座の開催、介護予防（運動器機能向上、栄養改善、口腔器機能向上、認知症、権利擁護）に関する各種講演会を開催します。

<p>ウ リハビリテーションと医療の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体に障がいのある方がその障がいを除去(または軽減)するための医療制度である「自立支援医療(更生医療・育成医療)」について、制度を必要とする方にその趣旨が行き渡るよう、患者や医療機関への周知に努めます。 ○ 市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において、一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がい者を対象に歯科診療を行ないます。
<p>エ 精神保健福祉の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神面・心の問題で悩みを持つ方及び家族に対し、定期相談の開催や訪問指導等により、心の健康の保持増進及び心の健康づくりの支援をするとともに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会復帰を支援します。 ○ 支援する側においては、各地区保健福祉センターや精神科病院、相談支援事業所等の担当者等で地域移行に向けての検討を行なう連絡会を設け、地域移行の推進を図ります。
<p>オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 難病患者等の療養上の不安の軽減、生活の質(QOL)の向上を図るため、地域の医療機関・福祉関係機関等との連携の下に、カンファレンス・医療相談会・研修会の開催、保健師等による家庭訪問など療育支援体制の整備を図ります。

施策分野ごとの基本的方向性及び分野別重点施策

4 生活環境	
基本的方向性	分野別重点施策の概要
ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いわき市福祉のまちづくり整備指針」に基づき、障がい者や高齢者に配慮した、安全性や快適性の高いまちづくりを進めます。 ○ 市役所本庁舎をはじめとする市の施設においても、オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がい者のニーズを踏まえた整備に努めます。 ○ 公園等においても、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等を図ります。 ○ 公営住宅の建設にあたっては、障がい者向け住宅の確保を図るとともに、既存の公営住宅についても、障がい者にとって住みやすく改善できるよう配慮していきます。 ○ 障がいのある方の在宅生活を支援するため、専門家であるリフォームヘルパーによる住宅改修に関する相談・助言や、改修の際の費用の給付を行いません。
イ 地域における暮らしの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、社会福祉法人や病院と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行いません。 ○ 障がい者の住まいの確保に向け、「住宅セーフティネット法」や家賃債務保証制度の活用について検討します。
ウ 施設等における安全体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害や緊急時における安全体制の確保のため、災害が発生した時の避難場所、行政機関等の緊急連絡先、災害時の留意事項や備えを記載した市民向けの「河川洪水ハザードマップ」や「防災マップ」、「津波ハザードマップ」等について、関係地区住民や公共施設及び事業所などに配布し、自分の住む地域の災害危険度を知らせるとともに、自主的な防災活動及び災害時の避難行動での活用を図ります。

<p>エ 災害発生時における支援体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者（災害時要援護者）の登録の拡大を図るとともに、効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織、消防団および民生委員等と要援護者名簿を共有し、地域全体で要援護者を支援する仕組みを構築します。 ○ 災害時における避難所のうち、要援護者のための特別の配慮がなされた避難所として「福祉避難所」を設置し、要援護者に対する適切な支援を図ります。
<p>オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立します。 ○ 各地域での防災訓練を通して、障がい者の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立を図ります。 ○ 防災・気象情報、火災情報などをメールで配信する「防災メール配信サービス」の登録の拡充を進めるとともに、災害時に避難支援が必要となる災害時要援護者に対し、災害情報を適正に周知するため、自動起動機能付防災ラジオを整備し、避難行動に時間を要する災害時要援護者への貸与について検討します。 ○ 障がい者を消費者トラブルから守るための取組みとして、家族や地域住民、障がい者施設等による支援ネットワークの構築について検討します。

施策分野ごとの基本的方向性及び分野別重点施策

5 教育・育成	
基本的方向性	分野別重点施策の概要
ア 一貫した療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応に係るシステムの整備、また、医療機関や関係機関との連携などにより、必要な療育の確保に努めるとともに、保育所、幼稚園の巡回相談の充実に努めます。 ○ 児童発達支援、放課後等デイサービスなどの児童通所支援事業所や、児童発達支援センターの整備により、療育支援体制の充実に努めます。
イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し職員の資質の向上に努めます。 ○ 小・中学校の教職員についても、特別支援教育についての理解を深めるための研修や適切な学習指導を行うための指導法に関する研修を一層充実し、職員の資質向上を図ります。
ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努めるとともに、学校等における円滑な学習活動の推進のため、支援員の配置の拡充に努めます。 ○ 「サポートブック」の活用により、児童・保護者・関係支援機関相互の円滑な情報の共有を図ります。
エ 社会的及び職業的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等の緊密な連携により、障がい者個々のニーズや適性に応じ一貫した学校卒業後の就労支援を行うため、地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実に努めます。 ○ 学校においては、特別支援学校・ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行います。

才 生涯学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行ないます。○ 総合図書館においては、障がい者のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読サービスなどを実施します。○ 文化施設やスポーツ施設について、誰もが安全に利用できるよう、さらにバリアフリー化を進めます。
-------------	---

施策分野ごとの基本的方向性及び分野別重点施策

6 雇用・就業	
基本的方向性	分野別重点施策の概要
ア 就業支援及び生活支援施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である「障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業面及び生活面からの一体的な相談支援体制の構築に努めます。 ○ 特別支援学校卒業者等の就労系障がい福祉サービスの利用にあたってのアセスメントの実施について体制の整備を図ります。
イ 多様な就労の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の特性に応じた多様な就業の場や、就労の形態を選択できるように、就業の機会の拡充に努めるとともに、就職説明会の開催など、雇用の促進のための取り組みを進めます。また、障がい者雇用に関する各種制度の周知や、趣旨の普及に向けての広報・啓発活動を行いません。 ○ 市職員の障がい者雇用拡充のため、一般の職員採用試験における身体障がい者の年齢要件の緩和や身体障がい者を対象とした特別枠採用試験の実施等に取り組むとともに、正規職員のみでなく嘱託職員についても積極的な雇用に努めます。 ○ 知的障がい者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を引き続き実施します。
ウ 一般就労への移行促進の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉計画に基づき、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保（充実）を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、一般就労への移行を促進するなど、就労移行の推進に取り組めます。
エ 福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援事業所の拡充に努めるとともに、就労系事業所における工賃をできるだけ増額できるよう、事業者の製品開発・販路拡大等の相談に応じます。 ○ 「障害者優先調達推進法」の趣旨に沿い、本市における物品や役務の調達についても、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入の推進に努めます。 ○ 公共施設内での「福祉の店」の開設など、販売機会の拡大について支援します。

IV 計画の推進

『第4次いわき市障がい者計画』の推進にあたっては、各主体の連携・協調のもと、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で生活できるための支援体制の構築を進めることとします。

1 自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置されている自立支援協議会は、障がいのある方の自立支援、地域生活支援を推進していくためのシステムづくり及びネットワークづくりの協議の場としての機能を果たしていきます。

2 専門部会

自立支援協議会と連携し、事業実施における関係機関相互のネットワークを強化します。さらには、検討事例等の課題共有、併せて課題解決への取り組みを検証、反映することで、障がいのある方の生活を支援するサービスの中立・公平性の確保と質の向上を図り、本市における障がい者福祉の向上に取り組んでいきます。

3 行政

行政において、国、県、社会福祉法人、市民活動団体及び事業者との連携と協力体制の構築、市民、障がい者団体、事業者と連携、協力して計画に基づく施策の推進を図ります。

また、計画についての評価や、必要に応じて見直しを行い、次の計画や施策等に反映させていきます。

V 今後の予定

- 1 市民意見公募（パブリックコメント）の実施
平成 25 年 12 月中旬～平成 26 年 1 月中旬
- 2 第 4 次いわき市障がい者計画策定委員会等の開催 平成 26 年 1 月下旬
- 3 策定委員長から市長への提言 平成 26 年 1 月末

【基本理念】 「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」

【基本目標】

- 1 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること。
- 2 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- 3 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会の確保。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁の除去。

計画における4つの視点

【視点1】

アクセシビリティの向上

- (1) 「共に生きる社会」の理念普及
- (2) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- (3) 障がいを理解するための福祉教育の推進
- (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- (5) 就業支援及び生活支援施策の推進
- (6) 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

【視点2】

障がい者の自己決定の尊重及び当事者本位の総合的な支援

- (1) 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- (2) 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備
- (3) 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- (4) 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進
- (5) 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- (6) 就業支援及び生活支援施策の推進

【視点3】

障がいの種別、程度等を考慮した総合的なサービスの提供

- (1) 障がい福祉サービス等の充実
- (2) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (3) 障がいの原因となる疾病等の予防
- (4) リハビリと医療の充実
- (5) 障がい特性に応じた地域保健事業の充実
- (6) 社会的及び職業的自立の促進

【視点4】

計画、施策、関係機関との相互の緊密な連携

- 第4次障がい者計画
3 本計画の位置づけ等
(1) 計画の位置づけ

第4次障がい者計画は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『いわき市地域福祉計画』、『高齢者保健福祉計画』、『新・いわき市子育て支援計画後期行動計画』、『健康いわき21』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

